

平成30年鞍手町議会第1回臨時会会議録（第1号）						
平成30年 1月10日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成30年 1月10日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成30年 1月10日 午後4時21分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 員	9	栗田幸則		10	久保田正之	

職 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成30年第1回鞍手町議会臨時会議事日程

1月10日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更

日程第4 議案第2号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）

平成30年1月10日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成30年第1回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されております鞍手町庁舎等建設基本計画書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、9番議員 栗田幸則君及び10番議員 久保田正之君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第1号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加等を行うものであります。

今回の変更は役場庁舎等建設事業の推進に伴い、自立促進施策の区分の2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進区分の市町村道事業欄に新たな道路事業を追加するほか、4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分に庁舎建設付帯事業として、市町村保健センター、整備事業及び交流センター、防災こども広場整備事業を追加しております。

また、7 地域文化の振興等の区分の地域文化振興施設等の欄に、歴史民族史料館石炭資料展示場移転事業などを追加するものであります。

次に、日程第4 議案第2号は、平成29年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。

本補正予算は、鞍手町庁舎等建設基本計画の策定に伴い、小牧墓所移転地の造成設計費等の事業費を追加するものであります。

また、庁舎等建設事業の設計業務に係る経費の総額及び年割額については、第2表 継続費として設定するとともに新庁舎等オフィス環境整備の支援業務については、第3表 債務

負担行為として追加しております。

そして、これらの要因により歳入歳出それぞれ1,304万4千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ74億1,540万6千円としております。

以上が、日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第1号について質疑はありますか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

交通通信体系の整備の欄で、本町・今村線の道路改良工事が220メートルほど延長していますが、場所はどの辺りになるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

本議会で議案とともにお配りしています参考資料というのがあると思います。それをご覧いただきたいと思います。

名称としまして、鞍手町過疎地域自立促進計画の変更に係る参考資料の図の中で、本町・今村線道路改良工事として、赤い部分をしているところがございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に、その下ですが、役場庁舎前線道路新設工事で250メートル上がっています。これは幅員が11メートルということですから、上下各一車線、二車線の道路ということになると思いますが、先程の参考資料を見ますとかなりの段差がある場所に道路を作るという計画になっているようですが、道路の一番高いところは中央公民館だとかプール、歴史資料館があるその高さに道路の一番高いところを合わせるのか、又は、駐車場が横にあります。駐車場の方にするのか、どの辺の高さにするのか、どのような道路になるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

レベルとしましては、野球場前の駐車場の高さに大体レベルを合わせるような計画となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

道路が駐車場の高さになるということは、新しく作る役場、その後も駐車場の高さになるということでもいいですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

岡崎議員がおっしゃいますとおり駐車場の高さでレベルを合わせていこうと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

歴史民族博物館、石炭資料館資料展示場移転事業が追加されていますが、これについてどういう中身になるのか、大体いくらぐらい掛かるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず事業費といたしましては約1億9,200万円程度となっています。そしてその事業の内容といたしましては、今の石炭資料展示場を現在の歴史民族博物館の北側の位置に移設するという計画でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

移設するだけで約2億円掛かるということで、もう一つは北側に移設すると、今と同じような規模で石炭資料館を作るのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今は石炭資料展示場というのは長方形の形をしておりますが、今、政策推進課長が言いましたように、博物館の横の北側に博物館と同じ長さぐらい、今度は長方形でなくて、形状は変更しまして建設する予定であります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

交流センター防災こども広場整備事業となっておりますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

防災こども広場は総合福祉センターの芝生の広場が約2,500㎡あります。それを庁舎を建設した時に駐車場の横に防災機能を持った芝生の広場を今のところ予定しております。交流センターと言いますのは、庁舎を建てたときに複合施設を1,000㎡で建てるようにしておりますが、その中で交流ゾーンとして建てる予定としております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

こども広場のことですが、現在2,500㎡の広さがあると。遊具も老朽化して撤去した部分もありますが、そういった遊具等も置くようなところなんではないでしょうか。そして広さ的にはどのくらいになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今、総合福祉センターの広場が2,500㎡ありますので、2,500㎡以上は確保したいと今のところ予定しております。基本設計、実施設計がこれからですので、基本設計の時に詳しく分かると思いますが2,500㎡は確保したいと思っております。

遊具も今福祉センターの広場にありますが、一応遊具も中には考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今のページのところですが、保健センター整備事業が新たに上がっています。これは自立促進施策区分の中では、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というところで、この保健センター整備事業がありますが、12月議会でも福祉棟が閉鎖されました。この福祉棟自体も実を言うと8番のところの過疎地域自立促進特別事業の、要するにソフト事業の中で福祉棟もこの中には網羅されているわけですね。そういったところでこの保健センター整備事業が本当に高齢者等の保健及び福祉の向上に繋がるのか、どのように繋がるのかをお答え下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

この保健センター整備事業につきましては、庁舎を建てる時に複合施設を計画しております。その中で母子指導室、健康相談室、消毒洗濯室、倉庫等を含めました約350㎡を保

健センターの整備事業の中に入れております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

保健福祉センターということになると思いますが、現在も保健棟の面積よりも狭くなるのです。なおかつ先程言いましたように福祉棟は廃止されました。将来役場が移ればふれあい棟も管理棟もなくなるということで、面積からいけば3分の1から4分の1になるのです。それでどうして高齢者の保健福祉の向上になるというふうに言われるのかどうか私自身はちょっと理解が分かりません。

これは28年3月、過疎地域自立促進計画そのものです。この中に高齢者等保健及び福祉の向上及び増進という欄のその対策の欄には、様々な保健福祉サービスを提供することが必要であり、高齢者の更なる活性化に向けて積極的に支援する。これが過疎地域自立促進計画の中に謳われているものです。

このものに関して、今ここに上がっている、又は町が計画しているものは全くこれに反しているというふうに言えるのではないですか。反論があったら言って下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

政策の中で今色々おっしゃったように福祉の向上サービスという考え方がございます。また、ある一方では、公共施設の在り方について今後どう推していくかという考え方もございます。今後高齢化、少子化になって人口減少が想定されていく中で公共施設をどうやって維持していくかということも行政としての大きな課題となっています。

そういう中で、公共施設の一つであります総合福祉センターを今後どうしていくかというところで、今は国は公共施設の集約化というのも打ち出しておりますので、本町としましては公共施設の集約化を図りながら、なおかつそういう住民サービス、高齢者の福祉に対するサービスをコンパクトにしながらも高齢者の福祉を確保していくという考えでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

集約化をするということが住民サービスの向上に繋がるかどうかというのは分かりませんが、少なくとも今自己矛盾が行政の中にあるわけです。この自立促進計画の中では先程言ったようなことを謳いながら、一方で施設そのものは縮小していくということになっています。

なおかつ、先程段差のことについてもお尋ねしましたが、おそらく役場を新しく作るころと中央公民館とは段差が2メートル以上あります。

今までは総合福祉センター、同じフラットの中で、なおかつ同じ建物の中で移動ができて

いました。それが中央公民館と機能を分散することになっていきますから2メートル以上の段差を必ず役場から中央公民館、又は中央公民館から役場に行く場合は2メートル以上の段差を必ず通って行かないといけないのです。これが高齢者や障がい者の人達にとって本当に利便性の向上、又は福祉だとか保健の向上に繋がるのですか。場所は集約して集めたとしても非常に使いにくい、むしろ高齢者、障がい者にとっては全く使いにくい建物がただ集まっただけになるのですよ。

この過疎地域自立促進計画は過疎対策債の財源の手当の基になる計画ですが、おそらくはそういったことでこの保健センターの整備事業として上がっているのだらうと思いますが、最終的には、私は集めたといいながらも使いにくい、また今回の変更が行政の中の自己矛盾を抱えた中での変更になっているというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

岡崎議員が言われますように段差は現在では2メートルぐらいあると思っております。そこはこれから先、基本計画を作っていく上で、その辺は段差に関しては高齢者、障害を持たれている方には優しく検討していきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

段差を解消するというのは、明らかに段差は2メートル以上あります。これをスロープとかそういうもので例えば解消しようとする、傾斜角が恐らく8度ぐらいだったと思いますが、正確には覚えていませんがかなりの距離を要するようになります。

一度自分が車椅子に乗って動かしてみると分かります。例えば、その8度の傾斜であっても相当な体力がいります。だから高齢者、障がい者の人は、一応計画上はそうであっても、その段差を解消するというのはまず難しいです。そういった現実的なものを踏まえた上で考えていただかないと、本当にこれからどんどん高齢化していく中で使いやすい、ただただ集まっただけの非常に使いにくい役場の集合体になるのではないかなと危惧をしています。

最後に町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

伺っておきます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

歴史民族博物館、石炭資料館展示移転事業、これは今ある展示場は近隣に類のない建物となっております。これを維持して今度建てられるのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程も言いましたように形状は変わりますが、いま中に展示している物は全て一旦別のところに保管しておきまして、新しくできた博物館の北側の方にそのまま移したいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

展示というよりも、今はあのような建物が無いからといってわざわざ来られているわけです。そういう方が結構いらっしゃいます。だから展示物という考えでなくて作り方ですね。そういうものもちゃんと考慮に入れてやっていただきたいということで質問していますが。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

先程、総務課長が言いましたように、規模的には今の博物館の建物に合わせたものになります。その中で今度坑道を再現したような形で、少し下りて行くようなイメージのもので、中にボタを積んだ貨車とか今の展示場は色々あると思いますが、あれを少し線路を曲がったような形で、構造的には当時の現場を再現したようなものを作っていこうというふうには考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第2号について、まず歳出について質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開き下さい。

2款 総務費及び10款 教育費について、12頁から15頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

13頁の総務費の総務管理費の庁舎等建設費の13に委託料とありますが、その委託料で3つ上がっています。この内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

設計測量委託料、最初の設計測量委託料につきましては、小牧墓所の移転の改葬地であります小牧宗春の造成の設計費を予定しております。

それと、調査業務委託料につきましては、庁舎建設地内に私有地がございます。その交換候補地の不動産鑑定評価を行うものであります。

業務委託料につきましては、支出負担行為で上げておりますが、オフィス環境整備支援業務といいまして、これはどういうものかと言いますと、現状の机、椅子、カウンター、収納キャビネットなどの什器を、現状のレイアウトを調査してもらいまして、新庁舎に移転した時のレイアウトの設計もお願いしております。

29年度の業務委託料の60万円につきましては、現状の什器のレイアウトの調査をしてもらうように上げております。

○11番 岡崎 邦博君

何のレイアウトですか。

○総務課長 藤原 光徳君

事務器です。机とか、カウンターとか、キャビネットとかのレイアウトの調査をしてもらうようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

一番気になったのは、この業務委託料で内容というふうに1つだけ聞こうかなと思っていたのですが、要するに新庁舎内にどういったレイアウトで机とか、キャビネットとか、そういったものを配置するというふうに理解していいのか、今役場にある物も含めて、例えば新庁舎に持って行く物とか、破棄する物とか、そういった物までの調査というふうに理解していいのか、その辺を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますように、現在の使えるものをまず調査してもらいます。使える物と使えない物、持って行ける物と、持って行けない物を調査してもらいまして、そして新しい庁舎のレイアウトもお願いするようにはしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の業務委託料ですが、いま答弁があったように使える物と使えない物も調査してもらおうということですが、それは自分達で使える物と使えない物、いる物いない物はできないのですか。こういうことまで業務を委託しなければいけないことなのかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

この60万円の業務委託料につきましては、現状を把握するためをお願いしております。そして先程も言いかけてましたが、このあと支出負担行為で上げております、そこで説明しようと思ったのですが、そこの中ではサインと言いまして案内板の取付方、案内板の設置方法等もお願いしようと思っております。そして最終的な引越し、移転の計画の支援もこの中でお願いしようと思っております。そして最終的に、例えば、新しく重器を買った場合のレイアウトの調整等までお願いしようと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

事務器機を購入する場合に、もちろん入札をかけて購入するようになると思うのですが、その際にそうした事務器機メーカーに対してそういったレイアウトなり、何なり、配置だとかにしても、そういうのも含めた上で事務器機を当然購入するというようなことにすれば、次の債務負担行為が出てきますが、こういった経費が必要なくなるのではないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

基本設計の中で業務委託料を委託する会社は、住民が庁舎に来られた時の動線も考えてもらうように、そこも一緒に「動く動線」ですね、設計会社とともにこの業務委託料の中で請け負った会社をお願いするように業務委託料を上げております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

動線は基本設計の中で当然設計会社が動線は考えるべき話です。それに事務器機にしても一緒になって考えるということですが、わざわざこういった委託してまですることではなくて、動線は動線で当然基本設計の中にははっきりと動線を考えた上での基本設計になるわけですから、必要ないのではないかというふうに思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますのはよく分かりますけれど、今ここで上げておりますのは全てを動線、案内版、事務器機全て、先程言われましたように事務器機を買ったところが考えればいいと言われたのですが、例えば、事務器機を入札してもこのレイアウトに関しては物を納めるだけだと思います。事務器機の入札は。

それを考えましたらやはりレイアウト等は設計会社とともに考えてもらうのがベストではないかということで今回上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

小牧墓所の移転地の造成設計費事業費の追加ということで、設計測量委託料140万円ほど上がっていますが、あそこに庁舎を建てるということについて、それに伴う費用が、お墓を移転したりしないといけないとか。その分について全体でどのくらいお金が掛かるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

墓所を移転するための全てに掛かる金額といたしまして、予定といたしましては1億2,520万円を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

小牧墓所のお墓を移転するだけで、もちろん墓所も造成としないといけないとは思いますが、それだけで1億2千万円も掛かって。あの場所にするというだけで、先程の歴史民族資料館の移転もしないといけない1億2千万円。それだけで3億円以上。あの場所にするということで手間が掛かるというか、お金が掛かってくるわけですが、それについてはどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。

休憩 13時36分

再開 13時46分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の宇田川亮君の質疑に対して執行部の方から答弁を再度求めます。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

休憩いただきましてすみませんでした。資料が揃いませんでした。

宇田川議員がおっしゃいますように、確かに墓地とか石炭資料展示場の移転を伴います。その関連費用も必要となっております。しかし、ここは主要幹線道路に接しており、これから50年先、60年先を考えた場合、庁舎が町のシンボルとして機能する最適地であると考えておりますので、確かに移転費用が伴いますがここに最適地であるため決定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最適地はそこ1カ所だけじゃないですよ。町長が言うL字ラインの中で建てるのが最初に言っていたじゃないですか。

ちょっと話が変わってきますが、3億円以上も余計に、余計と言ったら言い方が悪いかもしれませんが、本当言ったら使わなくてもいいお金を使ってまでそこにすると。結局は過疎債に間に合わないから早くしないとイケないという意味も含まれてくるのではないですか。しかも段差があれだけあるような所に作ると。50年先、60年先を見据えてするというのがあればあそこにするべきではないというふうに考えています。

あそこが最適地と町長も本当にそういうふうに思われているのですか。これだけのお金を掛けて。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

そうですね、議員の言われることは重々考慮しながら検討を進めてまいりました。一つは、ここは当然のことながらうちの課長以下執行部のみんなに、とにかく町民が将来、20年先、30年先、50年先を考えてやってくれということが1点と、町民が将来ここで良かったなと喜ばれるような場所にしてくれということで、私はそれだけを言ってうちの部下に話をいたしました。そして検討委員会に図っていただいて、ここに決まったということで私のところに答申がきたというのが一連の流れであります。

それと、議員指摘されております石炭資料館においても、30年近く経っておりまして、どちらにしてもテコ入れをしなくてはいけない時期が来ているということが1点ございます。

もう1点は、墓所があるということで、ここが一応町有地でございます。町有地の中にお墓があるということになりますと、どっちに転んだっていずれの時期かにはこのお墓を何ら

かの形で行政と対お墓の持ち主の方とお話し合いをして解決をしなければならないという問題がありました。

ですから、今回この問題を先送りにするのか、この際今回一緒に片付けるべきなのかということをお私に考えましたところ、この際、将来の町長さんに課題を残すよりは私の時にきちっと片付けた方がいいだろうという思いでやらせていただきました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

石炭資料館も30年近く経っているということですが、今すぐどうのこうのしないといけないということではないと思います。

それから小牧墓所の関係にしても、ここは町有地に墓が建っているから何とかしないといけないと言われていますが、新しく墓地を作るところは町有地ではないのですか。そこはどうするのですか。

そこも町有地でしょう。そうしたら今の理屈は通らないのではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ここは最適地であるからということで墓地の移転もやらなければいけないということにさせていただきます。

ここは町有地でしたので新たに民有地を買うということは、また予算も発生しますし、有効な町有地に移したということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の質問に関連ですが、いま移しているお墓も町有地ということですが、これは墓地にはなっていないのですか。ただ単なる町有地にお墓を移しているということなんですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま現在は墓地にはなっておりません。地目変更しまして墓地としたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

墓地は、墓地の管理の法律があったはずなんですね。普通の民有地に勝手にそういったお

墓を町有地だからということで移すことが可能なんですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

民有地であれば民間の人が、例えば個人で墓地でもない地目の所に建てるというのは法律
的には無理だと思っております。

町有地である場合と、社会福祉法人が持っている場合は法律的にはOKだと思ってお
ります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

具体的にはどういう法律に基づいて、こういう場合はクリアできるということになって
いるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

墓地埋葬法に関する法律によって決まっております。

いま総務課長が言いましたが、社会福祉法人でなくて宗教法人でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

17款 寄附金及び18款 繰入金について、10頁及び11頁について質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

16頁の継続費について、庁舎等建設事業の設計業務に1億1,600万円程上がって
いますが、これは透明性を確保するためにどういうふうなお考えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

16頁にも継続費について記載してありますが、まずその前に4頁の方に今回補正予算書

として、第2表として継続費を設定させていただいております。

継続費といいますのは、地方自治法の第212条に規定がございまして、地方公共団体の経費をもって支弁する事件で、その履行に数年を要するものについては予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め数年に亘って支出することができるというふうになっております。

通常地方公共団体の会計というのは単年度式でございまして、本来1年で整理されるものでございすけれども、事業によっては複数年にまたがるものになっております。

今回この庁舎の建設の設定については、設計事業に係る継続費を設定しております。そして、これは複数年、4頁にありますように年度を平成29年度から平成31年度までの3年間、額は総額1億1,600万円ということで設定させていただいてございまして、そして年割額につきましては平成29年度は0。平成29年度につきましては、契約を結ぶことが必要になりますので支出枠を29年度には発生しません。

そして平成30年度に5千万円、31年度に6,600万円という形でこの継続費を設定しております。ここで事業費の透明化を図っているということでございまして。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

30年度の5千万円の内容をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

30年度の5千万につきましては、基本設計に伴う事業でございまして。以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

同じく16頁ですが、この設計業務委託料とありますけれども、要するに基本設計、実施設計というのですか、そういったことにあたるのかどうかを確認したいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

30年度につきましては、この5千万は基本設計、それから31年度の6,600万円は実施設計に係る予算でございまして。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、設計関係の業者というか、設計者というか、それはどのような形で選定をするというふうにお考えなのかをお伺いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

条件付きの一般競争入札で行いたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

条件付きの一般競争入札ということになりますと、庁舎の基本設計、実施設計を入札となると、物品購入なら分かるのですが設計関係ですので、それを入札となると金額の一番低いところという形で選定すると。いわゆる金額だけで選定するという形になると思うのですが、その成果物、品質の保証とかというのが確かな物ができるのかなという懸念が残るのですが、中学校の設計関係は確かプロポーザル方式を採用して、担当者が当初から希望等を入れながら設計を積み上げていったというふうな手法を行ったというふうに私自身記憶をしておりますけれども、今回庁舎ですから全町民の大切な資産という形になるものに対する設計の補償というか、成果物の確かな物ができる、いわゆる町の希望する内容を網羅した設計物ができるということが入札だけで本当に選んだ業者がそういうことになるのかどうかというのを非常に懸念を持つというのが一つと。

先程オフィスの方の関係の業務委託先も設計をします。それをリンクさせた形が結局最終的な成果物になると思うのですが、入札で落とすだけの業者がそういったところでもリンクできるのかどうか、そういったことをちょっと心配するのですが、中学校の時に行ったようなプロポーザル方式を採用せずに条件付きの一般競争入札というふうな手法を選択した理由というのを確認させていただきたいのですが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

まず1点目の成果物として信頼できるのかということなんですが、条件付きということで過去の実績、今回庁舎等の面積を4,500㎡としておりますので、それ同等、以上のものを過去に設計したことがある事業所ということで仕様書には条件として入れたいと思っております。

オフィス環境支援業務との連携なんですが、それは環境の支援の業者4社ほどお伺いしたのですが、その中で設計業者とのリンクは十分できますと。それは基本設計、実施設計をしながらオフィスの環境整備の関係でリンクしながら行っていきますということは両者とも言われておりますので、それは心配ないと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

今の4, 500㎡以上の事業所を過去にされたということですが、一般の事業所と庁舎とかなり目的が違ってくると思いますがそのところは。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

庁舎等と申しましたのは建物によっていろいろありますので、その中で業務施設というのはどういうものかというのと、事務所等というのと、教育施設、例えば小中学校、高等学校、それとか専門的な教育研究施設、大学とか専門学校、医療施設、病院とか診療所、福祉厚生施設、保育所、老人ホーム等、文化交流施設、公民館とか集会場、コミュニティセンターとか、そういう標準的なものを作ったものということで条件を付けさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

歳出の13頁で11目 13節の調査業務委託料ということで、鑑定士がいるという形の説明をされたと思います。目的を具体的に説明していただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

調査業務委託料の81万5千円だと思いますが、これは庁舎建設予定地のところに民有地がございます。まずその民有地の不動産鑑定評価を行いたいと思っております。それと交換候補地の不動産鑑定評価に行う金額を上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

総合計画書の財政面の視点の中では、庁舎用地は全て町有地であるという形で記載されているのです。

用地買収は不用でありますと記載されているのです。民間の土地が一部混ざっているという記載はないのでお尋ねしたわけです。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

3頁の中で用地買収が不用であることということをおっしゃっていると思います。

候補地1万4千㎡ぐらいあったと思いますが、その中の約2,500㎡が民有地になっております。それは用地買収をするということではなくて町有地との交換を考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

そうであれば記載とか、一部民有地とかということを入れておかないと、調査業務委託料の中に不動産鑑定を云々と説明されたんですよね。墓地の一部か移転先かどこか知りませんが、そういうところの関係するということかなと思っていたら全然違うわけですね。

庁舎の移転先においては全てが町有地ということで、まして不用であることと書いてあるから、一部入っているとかが説明は必要だと私は思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

ここは候補地として建設の検討をする時に1万4千㎡があって、その内2千5百㎡は議員がおっしゃいますように民有地ですけど、そこはほとんどが町有地であるということなのでそこを候補地とさせていただいております。そして民有地のところは町有地と交換することによって全て町有地にしたいと考えておりますので、それで用地買収はないというようなことを言ったと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の継続費のところですが、一つは、先程政策推進課長がこの中で透明性を確保していきたいというようなことをおっしゃっていましたが、条件付きとはいえ一般競争入札をするだけで透明性の確保になるのでしょうか。どういうふうにやっつけようかと考えているのか具体的に教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

一般にとり行っています入札で行いたいと考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それだけで透明性の確保になるというふうに考えているのですね。

じゃあもう一つ、先程の議員からも質問がありました。中学校ではプロポーザル方式を取り入れて、今回なぜプロポーザル方式を取らないのか、ただ条件付きとはいえ、同等以上の実績のある業者だけを選べば、それでは業者任せという形になるのでしょうか。

どういうふうな形の庁舎になっていくというのが全く見えない。その辺はどういうふう考えているのですか。

一般競争入札で一番価格の低いところだけを落として、そしてそこにお任せすれば、それはお金はその分だけ掛からないとは思いますが、それだけで本当に良い物ができるのでしょうか。

何でプロポーザル方式を採用しなかったかという理由が先程答えられていなかったと思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私は入札は担当課の方に任せておりますので、詳しいことは私より担当課の方が本来は詳しいのですが、どうなんですかね、私が担当課から聞いたのは県の一般的なやり方というのですか、県の推奨しているやり方で町長行いたいと思いますということ聞いております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

答えになっていないですよ。

○議長 星 正彦君

課長、先程の答弁で一般競争入札で条件付きだと答弁されましたね。

今、宇田川議員からプロポーザルを何で採用しないか、その理由を述べてくれと言われて町長が言われたけれど、町長は担当課の意見を踏まえてという答弁をされていますが、これは担当課だけで決められる問題ですか。

その点をはっきりさせてもらわないと、議案質疑も前に進まないと思うのです。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

担当課は総務課ですが、担当課だけでは決められないと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

入札でやってどのような形でというのは、逆に決まれば、そこで業者さんを交えて一から作り上げていく。

役場ですから、役場を一番利用するのはうちの担当課なりですが、その意見を聞いたりとかをやって取り上げていただければいいのではないかとそのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長、いま宇田川議員から先程も言いましたように、その前の議員からの質問もそうなんですけど、中学校のときはプロポーザル方式でやったのに、今回の先程の説明では条件付きの一般競争入札と。なぜプロポーザルを採用しなかったのかということ質問されているわけです。その理由が明確になっていないというふうに思うのです。

町長。

○町長 徳島 眞次君

中学校の時は、私が町長に就任した時にはその流れが全部決まっていたのですね。ですから、私もなったばかりで、すぐバタバタで、今考えますと流れに沿ってやったという記憶しか今のところはないのです。

○4番 宇田川 亮君

中学校だけでないのですよ。他にも全部プロポーザルでやってきているではないですか。その流れでやっているのに、なぜ今回だけ一般競争入札にしたのかというのを聞いています。

○議長 星 正彦君

お諮りいたします。

先程の質問に対して的確な答弁がなされていません。

ここで暫時休憩します。

休憩 14時18分

再開 14時28分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

休憩前の宇田川亮君の質問に対して執行部の答弁が曖昧な点がありましたので、再度答弁をしていただきたいと思います。

町長。

○町長 徳島 眞次君

透明性を確保するために一般競争入札にいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今までプロポーザル方式をやってきて、そしてそのプロポーザルでは透明性が確保できないというふうに判断したのか、現在国交省もプロポーザル方式を推進している中で、県が一般競争入札でやりなさいとかという話はしないと思いますよ。

町長自身が透明性を確保するためと言いましたが、透明性を確保するのだったらプロポ

一ザルで提案してもらって、その中から評価してこの業者が一番良いというようなことをするべきではないですか。今までそうしてきたでしょう。それを一気に、条件付きとはいえ一般競争入札に変えたという意味がよく分かりません。

その価格だけで判断して決めてしまうというそれだけが透明性の確保に繋がるのか、そしてそれが本当に町民のための庁舎ができ上がると、そのための設計ができるのか、ここは分からないではないですか。価格だけではできないと思いますよ。

今から変えるべきではないですか。選定方法については。では、一般競争入札について予定価格とかいろいろ価格の公表等をやるわけですね、透明性を確保するためには。どうなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

委託業務については公表はいたしません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

00 岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

委託業務については公表しないということであれば、先程から議論になっている透明性の確保についてはどのように確保するつもりですか。もう一度お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それが競争入札ですからよろしいのではないのでしょうか。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは質問を変えます。

30年度は基本設計、31年度は実施設計というふうになっています。この基本設計と実施設計について、基本設計を入札した業者が次の実施設計についても入札に入れるのかどうか、又は、これは同じ業者がするようにするのか、又は、基本設計を入札した業者は除外するのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

基本設計、実施設計は原則として一括して同じ業者で入札をしたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そうしますと、まず基本設計ができた段階で、その基本設計の積算が適切かどうか、そのことについてはどのように精査するのか、誰が判断するのか、その辺についてはどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 14時33分

再開 14時35分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず基本設計というのは配置をゾーニングを考えております。そして実施設計というのはその積み上げですね。設計を考えております。

実施設計、基本設計につきまして誰がチェックするのかということになりますが、確かに役場の中にも一級建築士はおります。

当初予算に今度はなるのですが、その中で県の建設情報センターの委託でそのチェックをしてもらうようにもお願いしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今後のことになるのでしょうかけれども、基本設計の段階できちっと本当に積算ができていのかどうかのチェックは当然必要だと思うのです。

今日の新聞では、香春町の小中学校義務学校の建設の記事が出ていました。この際には、基本設計の段階で町は当初想定していた金額よりも数億円多くなったということで、建設時期を1年遅らせるという記事になっています。

ですから、基本設計が出てきた段階でそういった積算の根拠をちゃんと適切かどうかというのを見極める、当然見極めていく必要があるわけです。それによっては規模、この小中学校の場合は規模を縮小したり、床面積を小さくしたりだとか、そういうことをしてでもまだ想定以上の金額になったのもう一度考えるということから1年延びたというふうになっています。

ですから、鞍手町もそういった基本設計ができた段階で積算の根拠をきちっと見極める力がないと当然実施設計になって、いざ始まったら建設費が2割、3割増えたというふうなことにもなりかねないので、そこは鞍手町に一級建築士の方がいるということではありますが、

やはりこれは外部にちゃんと委託をして精査する必要があると思います。

それが県の情報センターということであれば、それはそれとしていいかなとは思いますが、そののこのところをもう一度確認の意味でお答え下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

岡崎議員がおっしゃいますように当初予算では今度上げる予定にしております。県の建設技術情報センターを委託するようにしております。そこでチェックしてもらうようには考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

プロポーザルの件ですが、庁舎等建設に係るスケジュール全体概要というのが、これはもらった資料だと思うのですが、資料の3 これには基本設計、実施設計プロポーザルと書いてあります。前にももらった分です。それと庁舎等建設に係るスケジュール、平成29年度詳細、これにもその他の欄に基本設計、実施設計委託料積算プロポーザルと書いています。

いつ変わったのですか。

検討委員会か何かにもこの資料を出しているのではないですか。違うのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

資料としては検討委員会には出しております。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

検討委員会に出されて、今度は何か条件付き一般競争入札ということを言われておりますが、その検討委員会の皆さんにはそのことは言っているのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まだ報告はしておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより、委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 14時41分

再開 16時16分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号の2件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第2号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更について反対の立場から討論いたします。

先月の12月議会において過疎地域自立促進特別事業として位置づけられている福祉棟は閉鎖が決定しました。更に、32年度までに総合福祉センター全体を閉鎖する代替案として

この議案に保健センター整備事業が盛り込まれています。

この計画の変更は、保健福祉の拠点施設を大幅に縮小し、なおかつ現状、段差もなく同一の施設内での移動が容易で、高齢者や障がい者にとってはとても利用しやすい施設から、総合福祉センターの機能を保健センターと中央公民館とに分散することになるため、移動する場合一旦建物外に出て、段差が2メートル以上ある導線を移動しなければならず、ただ建物が近くにあるというだけで高齢者や障がい者のみならず、誰もが不便になる改悪に繋がります。

この議案は高齢者等の保健福祉の向上及び増進対策として様々な保健福祉サービスを提供することが必要であり、高齢者の更なる活性化に向けて積極的に支援するという自立促進施策からかけ離れ逆行するものとなっています。

従って、保健センター整備事業が盛り込まれている議案第1号に反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって議案第2号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第1回臨時会を閉会します。

閉会 16時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 栗 田 幸 則

議員 久 保 田 正 之